

**岡高志行政書士事務所**  
**カスタマーハラスメントに対する基本方針**

## 1. はじめに

当社は、「DX 行政書士」として、AI 技術を活用した革新的な法務サービスの提供を通じて、お客様の多様なニーズにお応えし、より効率的で透明性の高いサービスの実現に向けて取り組んでおります。許認可申請、相続・遺言書作成、会社設立、NPO 法人設立、在留資格申請など、お客様の人生や事業の重要な局面において、専門家として真摯にサポートすることを使命としております。

一方、一部のお客様の要求や言動の中には、従業員の人格を否定する暴言、脅迫、暴力など、従業員の尊厳を傷つけるものもございます。こうした社会通念に照らして著しく不当である行為は、従業員の就業環境を悪化させるだけでなく、安全・安心なサービスの提供にも悪影響を及ぼしかねない重大な問題であります。

従業員の安全な就業環境を確保することで、従業員が安心して業務に取り組むことが可能となり、ひいては、お客様との関係をより良いものとするにつなぐと考え、カスタマーハラスメントに対する基本方針を定めました。

## 2. 当社におけるカスタマーハラスメントの定義

当社では、カスタマーハラスメントを「お客様から従業員に対して行われる著しい迷惑行為であって、従業員の就業環境を害するもの」と定義します。

具体的には、以下のような行為を指します。あくまで例示であり、これらに限られるものではありません。

- 暴力行為
- 暴言・侮辱・誹謗中傷
- 威嚇・脅迫
- 従業員の人格の否定・差別的な発言
- 土下座の要求
- 長時間の拘束
- 社会通念上相当な範囲を超える対応の強要
- 合理性を欠く不当・過剰な要求
- 会社や従業員の信用を棄損させる内容や個人情報等を SNS 等へ投稿する行為
- 従業員へのセクシャルハラスメント、つきまとい行為 など

## 3. カスタマーハラスメントへの対応(社内)

- カスタマーハラスメントを受けた場合、従業員のケアを最優先します。
- 従業員に対して、カスタマーハラスメントに関する知識・対処方法の研修を行います。
- カスタマーハラスメントに関する相談窓口の設置や警察・弁護士等の連携など体制を整備します。

## 4. カスタマーハラスメントへの対応(社内)

- 問題解決に当たっては、合理的かつ理性的な話し合いを行いますが、当社でカスタマーハラスメントに該当すると判断した場合、対応を打ち切り、以降のサービスの提供をお断りする場合があります。
- さらに、悪質と判断した場合、警察や外部の専門家(弁護士等)と連携の上、毅然と対応します。

当社は、この基本方針に基づき、すべての関係者にとって安全で建設的な環境の維持に努めてまいります。

令和7年7月7日  
岡高志行政書士事務所  
所長 岡高志